

練馬区福祉のまちづくり協働推進事業業務委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

区では、「練馬区地域福祉計画（令和7年度～令和10年度）」に基づき、区民・事業者等とともに協働して福祉のまちづくりを推進することを基本方針に掲げ、誰もが社会参加しやすいまちをつくるため、ハード・ソフト両面からのまちづくりを進めることを目標に、相互理解の促進と意識啓発の推進およびユニバーサルデザインの理解促進など、福祉のまちづくりに関する普及啓発等を行う、福祉のまちづくり協働推進事業を実施している。

「練馬区福祉のまちづくり協働推進事業に係る業務委託」については、各事業者の企画力、技術力、実績および本業務の内容説明書に基づく企画提案内容等を審査・評価し、本業務に最適な事業者を選定することを目的として、公募型プロポーザル方式により委託事業者候補を選定します。本要領は、そのために必要となる事項および手続き等を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 件 名 練馬区福祉のまちづくり協働推進事業業務委託
- (2) 履行期間 契約確定日の翌日から令和9年3月31日まで
ただし、履行状況が良好であれば、最高3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区役所ほか区の指定する場所
- (4) 業務内容 練馬区福祉のまちづくり協働推進事業業務委託基本仕様書（別紙1）のとおり
- (5) 概算経費 令和8年度 13,838,000円（税込）
＊ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とします。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つきの条件を全て満たしていることを参加条件とします。

- (1) 子ども、高齢者、障害のある方、外国人など多様な人の特性に関する専門知識を有すること。
- (2) ユニバーサルデザインあるいは福祉のまちづくり関連業務といった、本業務と同種・類似の業務を行った実績を有すること。

3-2 欠格条項

つきのいずれかに該当する場合は、このプロポーザルに参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。

- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

4 選定方法

4-1 日程(予定)

募集要領等の公表	令和8年1月13日(火)
質問受付期間	令和8年1月13日(火)～令和8年1月27日(火)
質問回答日	令和8年1月30日(金)
参加申込書・提案書受付期間	令和8年1月13日(火)～令和8年2月13日(金)
参加申込書・提案書提出期限	令和8年2月13日(金)
一次審査 結果通知	令和8年3月5日(木)
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年3月17日(火)
第二次審査 結果通知	令和8年3月23日(月)

4-2 募集に関する質問の受付

提案書等の作成にあたって質問がある場合は、質問票【様式1】に要旨を簡潔にまとめ、下記の受付期間中に担当部署へ電子メールでお問い合わせください。

- (1) 受付期間 令和8年1月13日(火)～令和8年1月27日(火)午後5時まで
※ 期限を過ぎた場合には、質問の受け付けはできません。
- (2) 質問方法 電子メールでお願いいたします。
(メールアドレス) tiikifukushi08@city.nerima.tokyo.jp
- (3) 担当部署 練馬区福祉部管理課ひと・まちづくり推進係
(担当) 石井、山本 電話 03-5984-1296
- (4) 回答方法 質問者名を伏せたうえ、すべての質問と回答を令和8年1月30日(金)からホームページにて公表します。

4-3 提出書類および様式

プロポーザルに参加する場合は、参加申込書【様式2】および提案書(本要領で規定する4-3(2)～(12)までの書類)を提出してください。様式の指定がない書類は自由書式とします。ただし、A4横書き、文字の大きさは11ポイント、両面印刷を原則とします。

提出書類は1セットごとに、左綴りのA4判ファイルに記載の順番で綴ってください。
ファイルの表紙に「会社名」を記載し、提出書類ごとに目次インデックスをつけてください。
正本の企画提案書(11)および見積書(12)には、代表者の記名押印をお願いします。

No.	提出書類	提出部数
(1)	プロポーザル参加申込書【様式2】	ファイルに綴じて、正本1部、副本1部、および電子データを提出してください。
(2)	決算資料（直近1年分の貸借対照表および損益計算書）	
(3)	直近1年分の法人事業税、法人税および消費税（その1またはその3）、の納税証明書	
(4)	法人登記事項証明書（応募提出日の3か月以内に発行されたもの・写しで可）	
(5)	事業者概要【様式3】（パンフレット等添付可）	
(6)	個人情報の取組について	
(7)	受託実績申告書【様式4】	
(8)	業務実施体制【様式5】	
(9)	予定業務担当者の資格、経歴等【様式6】	
(10)	業務工程表（令和8年度の工程表）	
(11)	業務内容の具体的な実施方法の概要（表紙を除きA4版15ページ以内、文字は11ポイントを原則とします。）	
(12)	見積書（令和8年度の見積金額と積算内訳がわかるもの）	

4－4 参加申込書・提案書等の提出について

(1) 提出場所

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 西庁舎3階

練馬区 福祉部管理課 ひと・まちづくり推進係

(2) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、提出場所に持参してください（郵送不可）

(3) 提出期限

令和8年2月13日（金） 午後5時まで

(4) その他

- ① 提案書の再提出や記載内容の変更はできません。
- ② 提案書に記載した担当者は、原則として変更できません。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- ③ 提出された書類は返却いたしません。

4－5 参加の辞退

プロポーザル参加申込書【様式1】の書類が提出された後に辞退する場合は、「参加辞退届」（様式7）を8問合せ先・担当まで持参すること。

4－6 一次審査

参加資格を満たす事業者について、提出書類に基づき審査を行います。合計点の高い順に3事業者程度を一次審査通過とします。審査結果は令和8年3月5日（木）（予定）に書面により通知します。

4－7 二次審査

一次審査を通過した事業者について、令和8年3月17日（火）に、提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を委託事業者候補とします。

選考時間は1事業者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）といたします。

説明者は3名以内とし、本業務を受託したときに主な担当となる者（責任者※）および実務に従事する担当者が行ってください。

審査結果は、令和8年3月23日（月）（予定）に書面により通知します。なお、開始時刻や会場（練馬区役所内会議室）などの詳細は、第一次審査結果とあわせて別途通知いたします。

※本業務を中心的に遂行する「責任者」を定めてください。責任者は、ユニバーサルデザインあるいは福祉のまちづくり関連業務の経験を有する者とします。

4－8 評価項目

評価項目は下表のとおりです。

（1）一次審査

	評価項目	評価の視点
1	事業者の経営方針等	<ul style="list-style-type: none">・個人情報保護の取組・コンプライアンス（法令遵守）への取組・障害者雇用への取組
2	事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none">・資金力の有無・経営の安全性、継続性
3	業務実績	<ul style="list-style-type: none">・同種または類似の契約実績
4	区内事業者である	<ul style="list-style-type: none">・区内に本店を有する
5	区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none">・区民雇用の促進・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
6	実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務執行体制、要員配置の妥当性・要員の研修体制・スケジュールの妥当性
7	見積金額	<ul style="list-style-type: none">・見積金額の妥当性

(2) 二次審査

	評価項目	評価の視点
1	事業者の経営方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の取組 ・コンプライアンス（法令遵守）への取組 ・障害者雇用への取組
2	事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・資金力の有無 ・経営の安全性、継続性
3	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種または類似の契約実績
4	区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に本店を有する
5	区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
6	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・要員の研修体制 ・スケジュールの妥当性
7	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額の妥当性
8	責任者および担当者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
9	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
10	プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・説明、受け答えの的確性、説得力 ・具体的で独創的な提案の有無 ・受託への意欲、熱意

5 受託事業者候補との協議

受託事業者候補と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定します。

受託事業者候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができることします。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙2）に基づき取り扱うものとします。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。区の所定の保存年限経過後に廃棄します。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点

で失格とします。

- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止等の措置を行うことがあります。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとします。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる
- こととします。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとします。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めることとします。

8 問合せ先・担当

練馬区 福祉部管理課ひと・まちづくり推進係 担当：石井、山本

〒176-8504 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎3階

電話 03-5984-1296 FAX 03-5984-1214